

越前市児童発達支援センターなないろ障害児通所支援及び障害児相談支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

本市では、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条第1号の規定に基づき、障がい児へ日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び法第35条第3項の規定により越前市児童発達支援センターなないろ（以下「センター」という。）を設置している。

令和5年度から実施している第1期委託期間においては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職による専門支援教室（個別療育）や障がい児相談支援体制の整備が進み、地域における発達支援の中核機関として一定の成果を上げてきた。

一方で、発達に特性のある子どもの増加や支援ニーズの多様化、早期発見・早期支援の重要性の高まり等により、センターに求められる役割はより高度かつ広範なものとなっている。また、令和6年4月施行の改正児童福祉法において、児童発達支援センターは地域における障がい児支援の中核的役割を担う機関として位置付けられ、専門的な発達支援のみならず、関係機関への助言・援助、地域の支援体制の充実及びインクルージョンの推進等が求められている。

こうした状況を踏まえ、第2期委託期間においては、これまでの取組や成果を継承しつつ、早期支援教室（小集団療育）を含む福祉サービスを一体的に運営することにより、民間事業者の専門性を生かした質の高い支援の提供及び利用ニーズに応じたサービスの充実を図るとともに、センターの中核機能のさらなる強化及び地域における発達支援体制の充実を目指すものとする。

このため、本市は、センター業務のうち障害児通所支援及び障害児相談支援業務を委託するとともに、地域支援事業の運営に協力する事業者を募集する。

本業務の委託にあたり、広く企画提案を募集し、価格のみでなく事業者の専門性、企画力、運営能力及び地域支援への対応力を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式により最も適切な受託候補者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

（1）業務名

越前市児童発達支援センターなないろ障害児通所支援及び障害児相談支援業務

（2）実施場所

越前市府中一丁目11番2号 市民プラザたけふ（4階）内

越前市児童発達支援センターなないろ

機能訓練室1、機能訓練室2（相談室を含む。）、相談室5、療育室（準備室、

屋外遊戯コーナー含む。以下同じ。)、遊戯室、なないろ専門支援教室相談支援室(休憩室を含む。)

なお、相談室5及び療育室、機能訓練室1については、市の事業等で使用する場合があります。

(3) 業務内容

別紙「越前市児童発達支援センターなないろ障害児通所支援業務及び障害児相談支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に記載のとおり

(4) 業務期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(5) 契約形態

5年間を業務期間とする複数年契約

(6) 契約金上限額

総額 金244,000,000円(5年間)

※ この業務は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業であることから、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項規定により、消費税は課されない。

令和9～13年度(各年度) 金48,800,000円

なお、上記契約金上限額には、福祉・介護職員等処遇改善加算を考慮した額を含むものとする。

(7) 契約条件

受託候補者を特定した場合は、見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものとする。

(8) 契約保証金

越前市契約規則(平成17年越前市規則第54号)第25条から第26条までの規定に基づく。

3 参加要件

プロポーザルに参加できる者(提案者になろうとする者)は、次の要件をすべて満たす者であること。

ア 令和8年4月1日時点で法に基づく指定障害児通所支援事業者で、サービス提供実績があること。

イ 障害児支援に関する法令及び関係法令を遵守し、社会福祉事業に見識を有していること。

ウ 本プロポーザルにおいて選定された場合、令和9年4月1日から仕様書に示す全ての業務を適正かつ継続的に実施できる体制を有すること。

エ 県内に本社（主たる営業所）を有すること。

オ 令和８年度競争入札参加資格名簿に登録されている者又は登録を希望する者（登録を希望する者は、契約相手方となった場合に速やかに入札参加資格登録手続きができる者をいう。）

※ 資格審査の基準日（入札参加資格申請日）前１年において、１年以上の営業実績のないものは、入札参加資格審査申請書を提出できない。

カ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

キ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に規定する再生手続開始の申立てを受けていない者

ク 公告日から契約締結日までの期間において、福井県又は越前市から指名停止措置を受けていない者

ケ 納期限の到来している国税、県税及び越前市税を滞納していない者

コ 応募事業者及びその役員が、過去５年以内に障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業に関し、重大な法令違反又は不正行為を行っていない者

サ 越前市暴力団排除条例（平成２３年越前市条例第１７条）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員等と社会的に非難される関係を有しない者

４ 質問の受付及び回答

（１）提出期限 令和８年１０月８日（木）午後５時まで（必着）

（２）提出方法 質問書（様式第１０号）に内容を簡潔にまとめて記載し、書面による郵送又は電子メールにて提出すること。

※上記以外の方法による質問に対しては、回答を行わない。

※審査及び評価に関する事項についての質問は受け付けず、回答しない。

（３）提出先 越前市 市民福祉部 こども未来課 こども家庭センター
（詳細は１３に記載。以下同じ。）

（４）回答予定日 令和８年１０月１５日（木）

（５）回答方法 市ホームページに掲載

５ 参加表明書の作成要領

（１）参加表明に必要な書類及び提出部数（全て１部）

ア 参加表明書【様式第１号】

イ 事業者概要及び事業実績【様式第２号】

ウ 役員等名簿【様式第３号】

エ 配置予定者調書【様式第4号】

オ 事業者の登記簿謄本：応募前3か月以内に発行されたもの（写し可）

カ 経営状況確認書類（直前決算3期分）

① 法人税確定申告書（別表一）

② 勘定科目内訳明細書

③ 決算書一式

キ 納税証明書：応募前3か月以内に発行されたもの 国税、県税及び越前市税
それぞれ未納がないことの証明（原本）

ク 定款：最新のもの（写し可）

ケ 運営に関する事項（令和9年度収支予算計画）【様式第5号】

コ 参考見積書【任意様式】

※ 業務期間（5年間）に係る経費総額を記載すること。

※ 消費税及び地方消費税を含めない額とすること。

（2）参加表明書の提出

ア 提出期限 令和8年10月22日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出先 越前市 市民福祉部 こども未来課 こども家庭センター

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時
までとする。）又は郵送

6 企画提案書等の作成要領

（1）企画提案に必要な書類と提出部数

ア 企画提案書【様式第6号】 原本1部、副本12部

イ 運営に関する事項（基本理念）【様式第7号】 原本1部、副本12部

ウ 運営に関する事項（事業方針）【様式第8号の1～3】 原本1部、副本12部

エ 運営に関する事項（危機管理）【様式第9号】 原本1部、副本12部

オ 提案内容を説明する資料【任意様式】 原本1部、副本12部

企画提案等の内容が具体的に分かるものを、原則として以下の様式で作成すること。

A4サイズ横書き 20ページ以内（表紙及び目次を除く。）

※ 会社名及び提案者名が推測できる文言は伏せること。

カ ア～オの電子データ 一式（CD 又は DVD）

（2）企画提案書の提出

ア 提出期限 令和8年11月5日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 越前市 市民福祉部 こども未来課 こども家庭センター

ウ 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)又は郵送

7 審査方法

(1) 第1次審査(書類審査)

第1次審査は、事務局において実施する。

提出された参加表明書及び添付書類について、参加資格要件並びに提出書類の内容を確認し、必要に応じて外部アドバイザーの助言を受けたうえで、適格と認められた者を第2次審査の対象者とする。

結果通知予定日 令和8年10月29日(木)(予定)

(2) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査)

第1次審査により選考された者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、最も優れている提案を特定する。

参加表明者が1者であっても第2次審査を行う。審査会の合計点が審査基準の配点の合計点の6割以上の者は、受託候補者となることができる。評価点が同点となった場合は、職員配置予定者評価の高い者を受託候補者に決定する。

ア 出席者

1者3人以内(応募事業者の職員に限る。)

イ 実施時間

1者30分程度(応募書類の説明15分、質疑応答15分程度)

ウ 提案審査日時(予定)

令和8年11月12日(木)

※日程等の詳細は、別途文書にて通知する。

※天候、災害、感染症の流行その他やむを得ない事情により、プレゼンテーション方法及び日程を変更する可能性がある。変更となった場合は、参加事業者に対し随時通知する。

※プレゼンテーションの説明にあたり、説明者はパソコンおよびスクリーンを使用することができる。この場合において、プロジェクター及びスクリーンは市、パソコンは説明者が用意するものとする。なお、投影する資料は企画提案書の内容を逸脱しないものとし、紙資料等の追加配布は認めない。

(3) 審査基準及び配点

ア 評価基準(詳細) 【別紙1】のとおり

イ 評価点

評価点については、全審査委員の評価点の合計の平均値が合格点を満たす場合のみ、当該提案者を受託候補者とする(満たさない場合は該当なし)。

ウ 評価点の算出においては、平均点の小数点第1位までとし、小数点第2位以下は

四捨五入する。

エ 評価点が最も高い者を受託候補者とする。

8 審査結果の通知

第1次審査及び第2次審査の審査結果は、書面により通知する。

9 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

（1）提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

（2）提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 提出書類又は誓約書に虚偽の記載があるとき。

10 契約の締結

受託候補者を特定した場合は、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。この場合、受託候補者として特定された者から再度、見積書（内訳書を含む。）を徴し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものとする。ただし、契約金額は、受託候補者が提出した参考見積書の金額を上限とする。なお、随意契約に係る協議の際に市の指示による内容変更が生じた場合は、この限りでない。また、受託候補者と契約条件について合意に至らない場合、次点候補者と契約に係る協議を行うものとする。

11 その他留意事項

（1）提出期限以降における書類の差し替え及び追加は認めない。

（2）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。

（3）提出書類は、返却しない。

（4）提出書類は、受託候補者の審査以外には提出者に無断で使用しない。

（5）書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

（6）提出書類について、越前市情報公開条例（平成17年越前市条例第26号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（受託候補者決定前において、当該決定に影響を及ぼすおそれがある情報については、決定後の開示とする）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると

認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

1 2 日程

公告	令和8年10月 1日（木）
質問受付期限	令和8年10月 8日（木）午後5時まで
質問回答	令和8年10月15日（木）（予定）
参加表明書受付期限	令和8年10月22日（木）午後5時まで
第1次審査結果通知	令和8年10月29日（木）（予定）
企画提案書等受付期限	令和8年11月 5日（木）午後5時まで
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年11月12日（木）
第2次審査結果通知	令和8年11月26日（木）（予定）
契約締結	令和8年12月下旬
業務開始	令和9年 4月 1日（木）

※上記日程は、公告時点での予定であり、応募状況その他の事情により変更する場合がある。変更が生じた場合は、参加事業者に対し速やかに通知する。

1 3 担当部署（提出先・問合せ先）

〒915-0071 越前市府中一丁目11番2号

越前市 市民福祉部 こども未来課 こども家庭センター 担当：渡辺、吉田

TEL：0778-22-3628

FAX：0778-22-3473

メール：kodomos@city.echizen.lg.jp